

高松市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成22年11月18日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 森川輝男
同 小比賀勝博

平成22年度定期監査結果報告等について

第1 総務部定期監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成21年度および平成22年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
総務部	秘書課	平成21年度および平成22年4月1日から同年8月25日までの事務の執行および財務に関する事務の執行	平成22年8月26日から同年10月5日まで
	総務課		
	(情報公開室)		
	人事課		
	(行政改革推進室)		
	危機管理課		
情報政策課			
広聴広報課			

(2) 監査の方法

平成21年度および平成22年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、人事課の平成21年度高松市事業仕分け業務委託、危機管理課の高松市移動系防災行政無線設備保守点検業務委託、情報政策課の平成22年度国勢調査にかかる調査用品の仕分配送業務委託および広聴広報課の広報たかまつ運送業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。

(人事課，危機管理課，情報政策課，広聴広報課)

イ 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は，高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ，役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により，契約内容等を公表しなければならないが，第39回統計調査員大会市長感謝状筆耕料に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については，公表が行われていないので，今後，同種の契約を締結する場合には，適正に事務処理されたい。

(情報政策課)

ウ 歳出予算の執行伺に係る決裁を適正にすべきもの

支出予定金額が1,000万円を超える役務費（通信運搬費）の執行伺決裁の事務処理については，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1執行伺の表第12項の規定により，市長までの決裁を受けなければならないが，広報たかまつ運送業務に係る執行伺決裁は，副市長決裁により事務処理されているので，今後は，これらの規定により，適正な決裁者までの決裁を受けられたい。

(広聴広報課)

エ 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は，平成21年4月1日から，年3.7パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず，平成21年度中国語版ホームページ作成業務委託契約書の条項のうち，履行遅延に係る条項の遅延利息の率は，変更前のもので約定されているので，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，同条の規定により，適正な率で約定されたい。

(広聴広報課)

第2 財務部および出納室定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成21年度および平成22年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
財務部	財 政 課	平成21年度および 平成22年4月1日 から同年9月27日 までの事務の執行お よび財務に関する事 務の執行	平成22年9月 28日から同年11 月5日まで
	契 約 監 理 課 (技 術 検 査 室)		
	財 産 活 用 課 (公 有 財 産 管 理 室)		
	納 税 課		
	市 民 税 課		
出 納 室	資 産 税 課		

(2) 監査の方法

平成21年度および平成22年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執

行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 行政財産の目的外使用における電気料金を徴収すべきもの

自動販売機等の設置における行政財産の目的外使用許可に際しては、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第8項第3号ただし書の規定により、自動販売機等が稼動するための電気および水道等に要する費用について、使用量に応じて、実費相当額を徴収することとされているが、高松市職員消費生活協同組合に対し使用を許可しているP P C複写機については、電気料金の負担を求めているので、今後は、同基準に基づき電気料金を徴収されたい。

(財産活用課)

イ 遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、公有財産管理システムソフト保守点検業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。

(財産活用課公有財産管理室)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 遅延利息の条項に係る約定の取扱いについて

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、期限後に履行の見込みがあると認められ、特別に市長が認めた場合は徴収しないこともできることから、それぞ

れの契約事項に即して対応する必要があるものの、契約の種類によっては、遅延が生じた段階で契約を解除して損害賠償請求するなど遅延利息の約定が不要と思われる契約も見受けられたので、今後、契約担当課として、関係各課に対し履行遅延に対する遅延利息の取扱いや契約解除の取扱いの考え方を周知し相談に応じるなど、各課の実情を踏まえた上で遅延利息に関する条項の約定の在り方について考え方を取りまとめられたい。

(契約監理課)

(2) 高松市公金管理運用委員会の開催について

公金の安全かつ確実な管理運用方法の検討等のため、高松市公金管理運用委員会設置要綱に基づき、同委員会が設置されているが、平成19年度以降、同委員会は開催されておらず、年度末に翌年度の運用案等についての決裁による持ち回り会議が慣例化している。

公金を安全かつ効率的に運用するためには、金融情勢や金融機関・商品に関する専門的な知識の習得や情報交換、運用計画だけでなく運用実績に対する多角的な検証の場が必要であることから、同委員会の開催について検討されたい。

(出納室)

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 適正な契約書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項、同法施行令第6条の2第3号の規定により、また、特別管理産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、同法第12条の2第4項、同法施行令第6条の6第2号および第6条の2第3号の規定により、委託契約書に委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を規定しなければならないが、特別管理産業廃棄物（PCB）の収集運搬業務や川添浄水場産業廃棄物収集運搬処理業務に係る委託については、これらの条項が盛り込ま

れていない契約書および請書により契約を締結しているので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定により適正な契約書を作成されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年8月27日）

適正な契約書を作成すべきものについては、平成22年度から産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項、同法施行令第6条の2第3号の規定により、委託契約書に委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を盛り込み、適正な契約書により契約を締結することとした。

（水道局浄水課）

2 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年9月2日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載については、平成20年8月15日から記載するよう改めた。

（総務部人事課）

3 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年9月15日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載については、文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号の規定に基づき、公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入するよう周知・指導を行った。

（総務部情報政策課）

4 検収等に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

委託契約の履行確認に係る検収調書や、契約の相手方から提出された着手届、完了届および完納届の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項および第19項の規定に基づき、専決者までの決裁を受けなければならないが、香川支所パーソナルコンピュータ撤去作業に係る着手届については、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、同種の文書を取り扱う場合には、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年9月15日）

検収等に係る事務処理については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項および第19項の規定に基づき、専決者までの決裁を受け適正に処理するよう周知・指導を行った。

（総務部情報政策課）

5 補助金等交付に係る收受文書の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金等の交付申請者から提出された着手届および完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、第44回高松市民早朝野球大会補助事業に係る着手届および完了届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届および

完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年9月27日）

高松市民早朝野球大会補助事業に係る着手届および完了届の受理に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、主管課長までの決裁を受けるなど、適正に事務処理を行うよう改善した。

（市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課）

6 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、平成16年度屋外夜間照明施設点検業務委託の見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年9月27日）

屋外夜間照明施設点検業務委託の見積徴取伺決裁については、平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」に基づき、適正な見積業者等一覧表を作成の上決裁に添付し、適正な契約事務処理を行うよう改善した。

（市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課）

7 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

国および公共団体以外のものが提出する行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書の規定による公有財産管理者において必

要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、高松市総合体育館に係る使用許可申請書には、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同伺決裁にその根拠規定および理由を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

また、使用許可を行っている高松市立ヨット競技場および高松市西部運動センター第2グラウンドについては、行政財産使用許可台帳を調整していないので、同条第4項の規定に基づき、適正に調整されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年9月27日）

行政財産の目的外使用許可に係る事務処理のうち、連帯保証人の取扱いについては、連帯保証人を立てさせない根拠が明確になるよう、高松市公有財産事務取扱規則に基づき、適正な事務処理を行うよう改善した。

また、目的外使用許可を行った行政財産について、同規則に基づき、行政財産使用許可台帳を調整するよう改善した。

（市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課）

8 行政財産の目的外使用許可伺決裁の事務処理を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市立ヨット競技場内における救助艇の常置に係る行政財産の目的外使用許可伺決裁は、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項、別表第1管財および用品の表第2項および備考第3項ならびに高松市教育委員会処務規程第2条の規定に基づく、教育長までの決裁を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これらの規定に基づき、適正に行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年9月27日）

高松市立ヨット競技場内における救助艇の常置に係る行政財産の目的外使用許可伺決裁の専決者については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項、別表第1管財および用品の表第2項ならびに高松市教育委員会処務規程第2条の規定により、専決者であ

る教育長の決裁を受け適正な事務処理を行った。

(市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課)

9 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年9月27日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果については、文書法制事務の手引第2章第2節第5項第5号の規定に基づき、当該監査終了後に起案する執行伺決裁に漏れなく記載し、適正な事務処理に努めた。

(市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課)

10 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することと規定されており、また、高松市文書規程第15条第8項では、決裁を終わった文書には、起案者が決裁日を記載しなければならないと規定されているが、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものおよび決裁日欄に決裁日を記載していないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年10月15日）

平成20年8月15日から、起案用紙における公文書公開に係る公・非の事前判断結果および決裁日の記入を徹底した。

(総務部総務課)

11 前渡金の精算を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市会計規則第75条第1項第3号では、前渡金は、用務終了後5日以内に精算することと規定しているが、平成19年度第1回特別職の職員の報酬等審議会委員報酬の支払に伴う源泉所得税の納付日は、その期限を経過しているため、今後、同種の事務処理をする場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年10月15日）

委員報酬の支払に伴う源泉所得税の納付については、平成20年度第1回高松市議員報酬、市長および副市長の給料等審議会の委員報酬から、高松市会計規則第75条第1項第3号の規定に基づき、用務終了後5日以内に精算し適正な事務処理に努めた。

(総務部総務課)